

平成26年 3月 17日

お 知 ら せ

産業廃棄物処理業者に対する行政処分について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）に基づき、下記のとおり産業廃棄物処理業者に対する行政処分を行いましたのでお知らせします。

記

- 1 被処分業者  
大分県玖珠郡九重町大字田野1548番地の9  
平安建設株式会社  
代表取締役 時松 豊
- 2 処分日  
平成26年3月17日
- 3 行政処分の内容  
産業廃棄物収集運搬業許可の取消し
- 4 行政処分の理由  
平安建設株式会社は、平成26年2月24日に大分地方裁判所日田支部から破産手続開始決定を受けた。  
このことは法第14条第5項第2号イで規定する法第7条第5項第4号イに該当し、法第14条の3の2第1項第4号に規定する許可の取消要件に該当することから、許可取消処分をおこなうものである。

【問い合わせ先】
担当 廃棄物対策課
産業廃棄物監視指導班
池辺、後藤
電話 097-506-3134